

香芝市障がい者計画等策定委員会 要旨録

会議名称	第2回香芝市障がい者計画等策定委員会
開催日時	令和5年11月7日(火) 10時00分～12時00分
開催場所	香芝市総合福祉センター 3階 会議室2
委員出欠	出席11名(欠席1名)
事務局	出席6名
議事	1 開会 2 案件 (1) アンケート調査結果報告(資料1) (2) 第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の骨子案について(資料2、資料3、資料4) (3) その他 3 閉会
傍聴者	0人
資料	・「資料1」香芝市障がい者計画等策定のためのアンケート調査結果報告書 ・「資料2」香芝市第3期障がい者計画 香芝市第7期障がい福祉計画 香芝市第3期障がい児福祉計画 骨子案 ・「資料3」香芝市第3期障がい者計画 香芝市第7期障がい福祉計画 香芝市第3期障がい児福祉計画 目次案 ・「資料4」骨子案 修正案 ・案件2 資料4に関するヒアリングシート

1 開会

(事務局)

出席者・欠席者の確認

配布資料の確認

2 案件について

(1) アンケート調査結果報告について

(事務局)

- ・資料1に沿って、実施したアンケート調査結果について報告。

【主な内容】

- ①アンケートの対象者及び記入者の傾向について
- ②障がい福祉サービス等の利用及び予定、要望等について
- ③障がいの理解・権利擁護等について

【意見・質疑応答】

(委員)

- ・アンケートの問いによっては回答の実数 10 以下と少なく、振れ幅が大きいが、そのような理解で間違いがないか

(事務局)

- ・回答の母数が少ないものについては、偏りが大きくなる可能性がある

(委員)

- ・障がいの属性により困っていることが、それぞれに違うことが分かった
- ・それぞれの障がいにおいても、就学・就労・経済的な面では共通した悩みをもっている、そのような共通した悩みについての対応を強化してほしい。
- ・同行援護について、実施している事業所が少なく、強化してほしい。
- ・災害時における障がい者の対応（1人で動けない者の把握、避難所での配慮）の深化を希望する

(事務局)

- ・経済的な負担については、所得に応じた自己負担額の設定している。
- ・著しく重度の障がい者については、特別障がい者手当等の給付事業がある。
- ・就労を希望される方については、相談支援等を通じて一般就労につながるよう支援を行っている
- ・同行援護を提供する事業所の強化については、県とともに考え取り組みたい
- ・災害時の対応については、要支援者名簿の作成を改めて進めており、避難行動の個別支援計画に則った支援の提供を考えている

・避難所については場所等がまだ知られていないという実態もあるので、担当課を含めて、情報発信に努める

(委員)

・障がい者の就労について、賃金が低く抑えられているとの話しを聞いた。実態を教えてください

(事務局)

・一般就労及び、A型事業所においては最低賃金法の適用がある。もし最低賃金を下回るようなことがあるのであれば労働基準監督署への通報等により改善することがあるかと思う。

・B型事業所においては工賃の発生があるが、最低賃金法の適用外となってる。賃金の向上のため、一般就労する能力のある方、A型事業所で働く能力のある方について、十分なサポートができるよう連携を心掛けたい

(会長)

・他に無いようでしたら案件1の「アンケート調査の集計分析について」は、以上で終わりたいと思います。つづきまして、案件2「計画骨子案について」を事務局より説明をお願いします。

(2) 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の骨子案について

(事務局)

・資料2、資料3、資料4に沿って第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の骨子案について説明

【主な内容】

- ①本計画と関係する障がい者福祉に関する法制度、計画、目標等について
- ②香芝市の現状と課題について
- ③計画の基本的な考え方について
- ④基本目標の修正案についてアンケート回答の依頼

【意見・質疑応答】

(委員)

- ・市民と障がい者の交流を設け相互理解を深めることができたらと考える

(委員)

- ・知的障がいなどにより行動面で障がいがある方に対して、大人だけでなく子どものときから理解を深められるように機会づくりをしていく必要があると考える。学校との連携も協力して行えたらと考える。

(委員)

- ・地域の子どもが障がい者と交流しお互いに理解を進めることで、不安を抱える障がい者やその家族も安心して暮らせる社会に近づくとと思う。
- ・障がいを持つ兄弟、姉妹がいる方も障がい理解が進むことで、家族だけで抱えず、安心して自分たちの生活を送ることができると考える

(事務局)

- ・障がい者との交流については、計画の中の障がい者の方の理解促進にあたると思われる。今回の意見を反映した上で取り組み内容を作成したい

(事務局)

骨子案について、前回からの変更部分について説明をする。医療的ケア児の内容について、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、基本理念として「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。」とされており、この理念をもとに国の施策や行政の地方公共団体の責務、保育所、学校の設置などが決められる。そのような動向から、骨子案 P45 の国の目標設定の考え方④により、協議会の設置を目標とするよう設定する

(会長)

以上の内容及びアンケートの内容に関する質疑について
質疑無し

3 その他について

(事務局)

次回の策定委員会の開催予定、12月18日の月曜日、10時から

香芝市総合福祉センター 3階会議室2で開催

議会の関係等で日程の変更があり得るが、いったん予定の確保をお願いしたい

資料2 骨子案について、第3章の表現を資料4の通りに変更を検討している。ご意見を賜りたいので、ヒアリングシートへ記入して後日提供いただきたい

閉会のあいさつ